

地域産業基盤整備推進交付金交付要領（道路整備事業）

令和 6 年 1 月 2 5 日
国都総第 2 7 2 4 号
国道総第 4 1 4 号

国土交通省都市局長
国土交通省道路局長

第 1 通 則

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 6 年 1 月 25 日付け府地創第 336 号、府地事第 812 号内閣府事務次官通知、5 農振第 2216 号農林水産事務次官通知、20231215 財地第 1002 号経済産業事務次官通知、国総政第 37 号国土交通事務次官通知、環循適発第 2401251 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 4 に定める地域産業基盤整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、地域産業基盤整備推進交付金交付要領（道路整備事業）（令和 6 年 1 月 25 日付け、国都街第 79 号、国道環第 94 号国土交通事務次官通知。以下「要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付申請

- 1 要綱第 9 の交付申請書の様式は、別紙 1 のとおりとする。地方公共団体は、地方整備局等（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。
- 2 第 2 1 の規定にかかわらず、道路の整備に係る交付申請については、「補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことについて」（平成 12 年 4 月 13 日付け建設省告示第 1171 号）によるものとし、都道府県知事は交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請の目的、内容及び当該申請に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、当該交付申請書に必要な書類を添えて、地方整備局等に進達するものとする。

第3 変更交付申請

要綱第10の変更交付申請書の様式は、別紙2のとおりとする。第2の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第4 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙3のとおりとする。第2の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第5 遂行状況報告

要綱第12の遂行状況報告書の様式は、別紙4のとおりとする。第2の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第6 実績報告

要綱第13に定める実績報告の様式は別紙5及び別紙6のとおりとする。第2の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第7 事業の適正な実施

都道府県知事は、要綱第6 3に規定する交付金の他の事業への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第9及び要綱第10に定める申請、要綱第13に定める報告並びに第2に定める進達を行うときは、別紙7を作成し添付するものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和6年1月25日から施行する。

(別紙1 交付申請書)

年度 地域産業基盤整備推進交付金 (道路整備事業) 交付申請書

番 号
年 月 日

地方整備局長等 宛て

氏 名

年度において、下記のとおり地域産業基盤整備推進交付金に係る事業を実施したいので、交付金 円
を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算

- 注) 1 「事業内容及び経費の配分」については、様式Ⅰによること
2 「収支予算」については、様式Ⅱによること
3 都道府県が、市町村道に係る指導監督交付金を申請する場合も本様式を使用すること
4 設計書等を添付すること

(別紙2 変更交付申請書)

年度 地域産業基盤整備推進交付金 (道路整備事業) 変更交付申請書

番 号
年 月 日

地方整備局長等 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地域産業基盤整備推進交付金の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請する。

注) 上記「関係書類」については、交付金が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照できるよう、様式Ⅰ及び様式Ⅱにより二段書き（上段に変更前、下段に変更後を記載）したものであること

(別紙3 申請取下書)

年度 地域産業基盤整備推進交付金（道路整備事業）申請取下書

番 号
年 月 日

地方整備局長等 宛て

氏 名

年 月 日付 第 号で交付の申請を行った地域産業基盤整備推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

注) 交付申請書の写しを添付すること

(別紙4 遂行状況報告書)

年度 地域産業基盤整備推進交付金（道路整備事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方整備局長等 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地域産業基盤整備推進交付金について、月
日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 遂行状況報告は、別紙様式Ⅲによること

(別紙5 実績報告書)

年度 地域産業基盤整備推進交付金（道路整備事業）実績報告書

番 号
年 月 日

地方整備局長等 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地域産業基盤整備推進交付金の実施について、その実績を下記のとおり、関係書類を添えて報告する。

なお、あわせて精算額 円の交付を請求する。（※概算払いの場合は、左の記述は不要）

記

- 1 交付金の実績
- 2 収支精算

注) 交付金の成績及び収支精算の記載は、様式IV及びVによること

(別紙6 年度終了実績報告書)

年度 地域産業基盤整備推進交付金（道路整備事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方整備局長等 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地域産業基盤整備推進交付金の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条後段の規定により、年度における実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 年度内に終了した事業の実績

- 注) 1. 繰越しを行わない場合は、報告する必要はない。
2. 年度内に終了した事業の実績の記載は、様式VIによること

年度 地域産業基盤整備推進交付金総括表

路線別総括表

(円)

実施計画の名称	路線名	交付決定 省 庁	前年度までの執行业務			当 該 年 度				累 計				全体計画				事業期間	備 考		
			事業費 a	交付金		事業費 d	交付金		国费率		事業費 g=a+d	交付金		国费率		総事業費 j	国の負 担割合 k			交 付 限度額 j×k	事 業 進捗率 g/j
				単年度 交付額 b	引上額 c		単年度 交付額 e	引上額 f	e/d	(e+f)/d		単年度 交付額 h=b+e	引上額 i=c+f	h/g	(h+i)/g						
		国土交通省 (道 路 局)																			
		国土交通省 (水管理・国土保全局)																			
		国土交通省 (都 市 局)																			
		経済産業省 (局)																			
		計																			

- 注) 1. 「事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費について記入すること。
2. 「交付金」の欄には、要綱第8に規定する指導監督交付金を除いた額を記入すること。
3. 当該年度及び累計の「国费率」の欄が100%を超えないこと。
4. 事業期間の最終年度にあっては、路線ごとの累計の欄の「国费率 (h/g)」と全体計画の欄の「国の負担割合」の欄が一致していること。
5. 要綱第6の3により、交付金を他事業へ充当した場合は、実績報告時に () 書きとして明らかにすること。

② 指導監督交付金

(円)

	交付金	備考

(参考) 交付金(指導監督交付金を除く)の算出根拠

(1) 交付金の積算根拠

(円)

実施計画 の名称	路線名	事業箇所 (市町村)	事業主体	全 体 計 画			前年度までの執行业業		当該年度 の事業費 (e)	進捗率 (%) $(f) = 100 \times ((e) + (c)) \div a$	交付金額		
				総事業量 (m、箇所)	総事業費 (a)	交付限度額 (b)	事業費 (c)	単年度交付額 (d)			単年度交付額 $(b) \times (f) - (d)$	引上額	合計
			計										
			計										
			合 計										

- 注) 1. 「全体計画」の欄における「総事業量」、「総事業費」及び「交付限度額」には、実施計画の添付書類に記載された数値を転記すること。
 2. 「交付金額」の合計と、様式I(1)交付金申請額の表中における「工事費」の額とを一致させること。
 3. 「前年度まで執行业業費」の欄には、繰り越しを行った事業分を含む見込み額を記入すること。
 4. 「交付金額」の欄における引上額については、(2)引上額の積算根拠における「当年度の引上額」を転記すること。

(2) 引上額の積算根拠

(円)

実施計画の名称	路線名	当該年度 の引上額 $(a) = (e) + (f)$	引上額の積算					備 考
			対象事業費 (b)	国の負担割合 (c)	引上率 (d)	引上額 $(e) = (b) \times (c) \times (d - 1.0)$	調 整 額 (f)	
			合 計					

- 注) 1. 「対象事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費の額を記入すること。
 2. 「国の負担割合」の欄には、要綱別表1に定める「国の負担割合」を記入すること。
 3. 「引上率」の欄には、要綱第7に規定する引上率を記入すること。
 4. 「調整額」の欄には、前年度の実績報告書の様式IVの(3)の「翌年度以降に必要な調整額」に記入されている額を転記すること。

(様式Ⅱ)

年度 地域産業基盤整備推進交付金の収支予算書

(1) 収入 (円)

予 算 額					備 考
交付金	都道府県負担金	市町村負担金	その他	合計	

(2) 支出 (円)

区 分	予算額	備 考
工事費 (a)		
指導監督交付金 (b)		
合計 (a)+(b)		

- 注) 1. 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。
2. 内訳については必要に応じ、工事設計書を添付し、明らかにすること。

② 指導監督交付金

(円)

	交付金	備考

(3) 翌年度以降に調整が必要な引上額

(円)

実施計画の名称	路線名	当該年度の引上額 (a)=(e)+(f)	引上額の積算 (交付申請時点)					引上額の積算 (実績報告時点)				翌年度以降に必要な調整額 (j)-(a)	備考	
			対象事業費 (b)	国の負担割合 (c)	引上率 (d)	引上額 (e)=(b)×(c)× (d-1.0)	調整額 (f)	対象事業費 (g)	国の負担割合 (h)	引上率 (i)	引上額 (j)=(g)×(h)× (i-1.0)-f			
合	計													

- 注) 1. 「対象事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費の額を記入すること。
 2. 「国の負担割合」の欄には、要綱別表1に定める「国の負担割合」を記入すること。
 3. 「引上率」の欄には、要綱第7に規定する引上率を記入すること。
 4. 「調整額」の欄には、前年度の実績報告書の様式IVの(3)の「翌年度以降に必要な調整額」に記入されている額を転記すること。

(様式V)

年度 地域産業基盤整備推進交付金の収支精算書

(1) 収入

(円)

予 算 額					精算額	差引増▲減額	備 考
交付金	都道府県負担金	市町村負担金	その他	合計			

(2) 支出

(円)

区 分	予算額	精算額	差引増▲減額	備 考
工事費 (a)				
指導監督交付金 (b)				
合計 (a)+(b)				

注) 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

(3) 交付金精算

(円)

	交付金決定額	精算交付金総額	既受領交付金総額	差 引 交 付 金 未受領 (返還) 額	備 考
工事費 (a)					
指導監督交付金 (b)					
合計 (a) + (b)					

(様式VI)

年度 地域産業基盤整備推進交付金年度終了実績報告書

(円)

実施計画 の名称	路線名	事業箇所 (市町村)	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越分		竣工予定年月日	備 考
			事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	交付金		

注) 1. 本表は事業年度ごとに別表とすること。

2. 翌年度繰越額欄は、確定した繰越額欄をもって記載すること。

3. 翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績欄は、 $\left\{ \begin{array}{l} (当初年度執行分) \\ (次年度執行分) \end{array} \right\}$ の2段書きとする。翌年度繰越額欄は、 $\left\{ \begin{array}{l} (翌年度繰越分) \\ (翌々年度繰越分) \end{array} \right\}$ とする。